

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

1 基本情報（現年7月1日現在）

団体名	千葉県道路公社	(県) 所管所属	県土整備部 道路計画課
代表者 職氏名	理事長 北岡 聡	電話番号	043-223-3295
所在地	千葉市中央区中央二丁目5番1号	直近の決算 承認日	令和5年5月25日
電話番号	043-227-9331	経営方針（団体代表者が記入）	
団体HPの URL	http://www.chiba-dourokousha.or.jp/	(1) 経営の健全化を推進 ・増収対策、コスト縮減策等を行い、事業運営の強化に取り組む。 (2) 通行の安全性・快適性の確保 ・長寿命化修繕計画に基づき、定期点検や修繕等を的確に行い、通行の安全・安心を確保する。 ・お客様がより快適に利用できるよう、料金所や休憩所等のサービス向上に取り組む。	
当初設立 年月日	昭和46年5月11日		
設立の経緯 団体の略歴	【設立趣意等の経緯】 昭和45年5月20日付けで地方道路公社法が制定された。この法律は有料道路の整備を行う地方道路公社の制度を創設することにより、地方における道路事情を改善し、地方開発を促進することを目的としたものであり、千葉県においても同法の規定に基づく千葉県道路公社が設立された。 【略歴】 S45.5 地方道路公社法制定 S46.5 千葉県道路公社設立		
定款に定める 設立の目的	千葉県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。		

2 出資等の状況（直近の決算現在）

出資等の合計	7,432,500	(単位：千円)	
出資等の対象の区分			
資本金等の金額	7,432,500	資本金等以外の金額	0

※「出資等」とは、地方自治法に基づく「出資又は出捐」をさします。

※「資本金等」とは、地方自治法に基づく「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」をさします。

【内訳】

出資等した者	資本金等の 金額（千円）	左記全体に 占める割合	左記割合の 順位	資本金等以外の 金額（千円）	備考
千葉県	5,691,250	76.57%	1位	0	該当なし
茨城県	1,741,250	23.43%	2位	0	該当なし
	0			0	該当なし
	0			0	該当なし
	0			0	該当なし
	0			0	該当なし

※四捨五入の影響で、割合の合計が100%にならないことがあります。

※一定の同質性がある場合や割合上位5者以外は、まとめていることがあります。

※まとめた場合、順位は「一」としており、まとめた者の中で最も高い出資割合は備考をご覧ください。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

3 団体の主な事業（直近の決算現在）

【事業1】名称：有料道路事業				【事業区分】	収益事業	
【事業内容・実績】 県の道路行政と一体となり、幹線道路の整備を促進し、交通の円滑化を図り、住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与するため、道路整備特別措置法に基づく有料道路、及び道路運送法に基づく有料道路とその附帯する施設の建設及び管理運営を行う。						
No	有料道路名	路線名	区間	管理延長		
1	千葉外房有料道路	(主)生実本納線	千葉市緑区鎌取町～茂原市大沢	14.3km		
2	東金九十九里有料道路	(主)東金豊海線	東金市台方～山武郡九十九里町真亀	10.0km		
3	銚子新大橋有料道路	(一)銚子波崎線	銚子市小船木町～茨城県神栖市矢田部	1.7km		
4	銚子連絡道路	(国)126号	山武郡横芝光町芝崎～山武市松尾町谷津	5.9km		
5	九十九里有料道路	—	長生郡一宮町新地～山武郡九十九里町片貝	17.2km		
<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備特別措置法に基づく有料道路1～4、道路運送法に基づく有料道路5 ・(主)⇒主要地方道、(一)⇒一般県道、(国)⇒一般国道 ・千葉外房有料道路は、料金徴収期間満了に伴い令和5年2月1日から無料開放。 						
【公共性・公益性】 県内の道路ネットワークを担う有料道路は、交流や連携を強化し、スムーズな人やモノの流れを生み出すために必要である。						
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】		
無 補足説明 ー				有 (補助金等)		
【事業収支】		【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
▲ 28,041 千円		3,535,882 千円	0 千円	3,507,841 千円	1,792,100 千円	1,692,100 千円

【事業2】名称：県からの受託事業				【事業区分】	収益事業	
【事業内容・実績】 一般国道126号 山武東総道路二期事業（銚子連絡道路） 山武東総道路二期事業については、圏央道へのアクセス向上や国道126号の交通混雑の緩和を図るため、横芝光町から匝瑳市までの約5km区間において、整備を進めている。						
【公共性・公益性】 道路公社が管理する銚子連絡道路と直結する同一路線であり、密接に関連する道路であることから、県から受託しているもの。						
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】		
無 補足説明 ー				有 (委託料)		
【事業収支】		【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
0 千円		1,181,249 千円	0 千円	1,181,249 千円	1,181,249 千円	1,181,249 千円

【事業3】名称：				【事業区分】		
【事業内容・実績】						
【公共性・公益性】						
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】		
無 補足説明 該当なし						
【事業収支】		【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
0 千円		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

【事業4】名称：				【事業区分】		
【事業内容・実績】						
【公共性・公益性】						
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】		
無 補足説明 該当なし						
【事業収支】		【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
0 千円		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

4 県の関与等の現状に関する見直し（現年7月1日現在 ※ただし、（4）（6）は直近の決算現在）

(1) 当初の目的を踏まえつつ現在において必要性を問い直してもなお、出資又は出捐関係を維持する意義	【県が出資等した当初の目的】 千葉県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用については料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としている。 【関係を維持する現在の意義】 現在においても出資の意義に異存はなく、限られた財源の中で早期に道路整備を行うことのできる有料道路制度を活用することは有効な手段である。						
(2) 類似団体や民間団体などの他の担い手が存在している場合においてもなお、出資又は出捐関係を維持する意義	【県が関与の理由としている事業のうち、他の担い手が存在している事業】 該当なし 【他の担い手が存在している場合であっても関係を維持する意義】 該当なし						
(3) 県が自ら施策を実施することその他の事業手法と費用対効果を比較して、出資又は出捐関係を維持する意義	有料道路事業は、建設費などの必要な経費を借入金で賄い、通行料金を徴収してその返済に充てる仕組みである。本事業の活用により建設費を捻出できることで、早期に道路整備を図るとともに、維持管理費も賄え、速達性や定時性などのサービス水準の高い通行環境を提供できる等の利点がある。						
(4) 県が関与の理由としている事業が関係する県計画等の主な達成状況	【計画等名】 県都1時間構想 【指標名】 県の総面積に対する県内の主要都市から県都千葉市まで道路を利用して、概ね1時間で到達できる市町村面積の割合 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">基準（R2年度）</th> <th style="width: 33%;">実績（R4年度）</th> <th style="width: 33%;">目標（R6年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>76%</td> <td>76%</td> <td>79%</td> </tr> </tbody> </table> 【指標と事業の関係性及び達成状況】 将来的に県内の主要都市から県都千葉市までの到達時間を1時間に近づけるという目標に向けた道路網の整備構想。道路公社が管理している有料道路も本構想の路線も含まれる。	基準（R2年度）	実績（R4年度）	目標（R6年度）	76%	76%	79%
基準（R2年度）	実績（R4年度）	目標（R6年度）					
76%	76%	79%					
(5) 資本金等に占める県の出資若しくは出捐の割合又は金額の妥当性	有料道路整備資金貸付要領により国の貸付率が規程されており、都道府県道の場合は30%であり、国の貸付利率により県の出資率は20%となる。						
(6) 運営費補助や赤字補填等を目的とした財政支出の名称、内容及び必要性	【名称】有料道路料金徴収満了に伴う補助金 【内容】千葉外房有料道路の料金徴収期間の満了時における未償還金を清算するもの。 【必要性】千葉外房有料道路の料金徴収期間の満了によることから、業務を完了させ、無料開放させるため。						
(7) 団体に勤務する県現職者の役職・業務内容と派遣等の必要性	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】</td> <td style="width: 10%;">県が負担</td> <td style="width: 10%;">1名</td> <td style="width: 10%;">県以外が負担</td> <td style="width: 10%;">0名</td> </tr> </table> 【役職】副主査 【業務内容】新規の有料道路事業の導入に係る検討等。 【派遣等の必要性】 有料道路事業に関する業務に従事することにより、有料道路制度に係る知識・経験を深め、もって職員の資質の向上を図るため。	【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	1名	県以外が負担	0名	
【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	1名	県以外が負担	0名			

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

5 関与方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

(1) 関与方針区分 ※	関与維持（県と連携した経営改善）
(2) 県としての具体的な取組 ※	①経費節減や事務の見直しなどの経営改善により、未償還金の縮減を求める。 ②運営路線の減少に加え、職員の高齢が見られるため、業務量と収支の均衡がとれた中長期的な人員体制の検討を求める。
(3) 取組実績とその成果	①【未償還金の縮減】 ・公社パンフレットをリニューアルするとともに、ホームページやSNSを活用し、有料道路の魅力や周辺観光情報を発信することで、利用促進を図っている。 ・九十九里有料道路に付随する「一宮休憩所（波乗りパーキング）」のリニューアルを実施し、休憩所とのタイアップを図ることにより、増収に繋がる取組を実施している。 ・長寿命化修繕計画に基づく計画的な予防型の修繕により、ライフサイクルコストの縮減を図っている。 ・道路パトロールを適切に行い、道路状況を確認し、損傷等の早期発見に努め対策を講じるなど維持管理に努めている。 ・駐車場や休憩施設等をお客様が快適に利用できるようトイレを1日2回清掃するなど快適性の向上を図っている。また、他機関交通情報などを道路情報板にて情報を提供して、利便性の向上を図っている。 ②【業務量と収支の均衡がとれた人員体制の検討】 ・事業量に応じた適切な人員体制の検討を行っている。
(4) 課題	①【未償還金の縮減】 ・現在、管理している路線では、単年度では管理運営を賄える収入はあるものの、実績交通量が計画交通量を下回っていることから、事業許可期間では未償還金の発生が見込まれる。 ②【業務量と収支の均衡がとれた人員体制の検討】 ・将来の事業量の見通しを踏まえ、常勤職員を平成20年度から採用していないことから、技術継承が困難となっている。
(5) 県としての今後の対応の方向性	○道路公社が次の取組を行うように県として監督する。 ①【未償還金の縮減】 ・有料道路の魅力発信するなど更なる利用促進。 ・長寿命化修繕計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減を行うなど更なる経営改善。 ②【業務量と収支の均衡がとれた人員体制の検討】 ・業務量に応じた人員体制の検討。 ・将来の新規有料道路事業を踏まえた検討。

※ 関与方針とは、令和4年12月27日策定の「公社等外郭団体関与方針」であり、「関与方針区分」や「県としての具体的な取組」は、そこから転記しています。

5-2 経営健全化方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

(1) 策定要件の該当性※	該当しない
---------------	-------

※公社等外郭団体関与指針第5の1（2）に規定する次の法人に該当する場合で、要件の詳細は同細則4をご覧ください。

- ・債務超過法人
- ・実質的に債務超過である法人
- ・近年の経常損益の状況から赤字が累積し、近い将来、債務超過に陥る可能性が高い法人
- ・県が多大な財政的リスクを有する法人

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

6 地方自治法に基づく監査の状況（既に公表されている監査結果等）

(1) 財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

直近の実施年月日	令和4年11月9日	措置の公表年月日	-	監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2			
【指摘事項】 該当なし		該当なし			
【注意事項】 該当なし		該当なし			

1つ前の実施年月日	令和3年12月24日	措置の公表年月日	-	監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2			
【指摘事項】 該当なし		該当なし			
【注意事項】 該当なし		該当なし			

2つ前の実施年月日	令和2年12月24日	措置の公表年月日	-	監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2			
【指摘事項】 該当なし		該当なし			
【注意事項】 該当なし		該当なし			

※1「監査結果」の「指摘事項」「注意事項」は県報別冊「監査結果」（いわゆる監査報告書）の内容を記入しています。

※2「措置の内容」は県報別冊「監査の結果に係る措置の通知の公表」（いわゆる措置公表）の内容を記入しています。

(2) 包括外部監査（地方自治法第252条の37第4項等）

		該当の有無	有
監査テーマ	千葉県道路公社の財務事務及び経営管理について		
実施年度	平成13年度	措置の公表年月日	平成21年5月12日
監査結果 ※以下のリンク先をご覧ください		措置の内容 ※以下のリンク先をご覧ください	
https://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/chousei/gaibu/documents/2h13zen.pdf		https://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/chousei/gaibu/documents/h210512.pdf	

※該当がある場合は、直近1年度分を記入しています。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

7 組織運営等の状況（直近の決算現在）

（1）理事会等の状況

理事会等の状況	開催状況				議事録			
	義務回数	開催回数 (書面)	定例回数 (書面)	定例回数の 平均出席率	作成義務の 有無	作成の有無	備置義務の 有無	備置の有無
理事会又は取締役会	0	2(0)	2(0)	100%	無	有	無	有

※「開催回数（書面）」では、延べ開催回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数（書面）」では、定例的に開催している回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数の平均出席率」では、書面開催を除く各回の理事等の出席率（出席者の数÷全構成員の数）を計算し、

その和の平均（出席率の合計÷書面開催を除く定例回数）を計算して計上しています（百分率で小数点第1位を四捨五入）。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

（2）監査の状況

監査の状況 (行政による監査等は除き、 団体主体のものに限る)	監事又は監査役 としての就任		実施の有無		補足事項
	義務の有無	就任の有無	内部的な 監査	外部的な 監査	
公認会計士又は監査法人	無	有	有	有	監査法人が、監査を実施。
監査又は会計に識見を有する者	無	無	無	無	該当なし

※監査又は会計に識見を有する者の詳細は、公社等外郭団体関与指針細則7をご覧ください。

（3）採用している会計基準

名称	その他（右欄に名称を記載）	その他欄	千葉県道路公社会計規程

（4）財務諸表等の作成・公表・備置の状況

財務諸表等の名称	作成義務 の有無	作成の有無	公表義務 の有無	公表の有無	備置義務 の有無	備置の有無
定款	有	有	無	有	無	有
役員名簿	有	有	無	有	無	有
社団法人の構成員である 社員の名簿	無	無	無	無	無	無
事業報告書	有	有	無	有	無	有
貸借対照表	有	有	無	有	無	有
正味財産増減計算書等又は 損益計算書若しくはその要旨	有	有	無	有	無	有
キャッシュフロー計算書	無	無	無	無	無	無
附属明細書	無	有	無	無	無	有
財産目録	有	有	無	無	無	有
事業計画書	有	有	無	有	無	有
収支予算書	有	有	無	有	無	有
役職員の報酬及び給与に関する規程	無	有	無	無	無	有
業務の委託方法に関する規程	無	有	無	無	無	有
資金運用に関する規程	無	有	無	無	無	有
個人情報保護に関する規程	有	有	無	無	無	有
情報公開に関する規程	無	有	無	有	無	有

※「公表」とは、原則として団体のホームページで公表することです。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

8 役職員等の状況

(1) 常勤の役職員数 (単位：人)

(各年度7月1日現在)

項目	直近4年度前 (R1年)	直近3年度前 (R2年)	前々年度 (R3年)	前年度 (R4年)	現年度 (R5年)
常勤役員数 ①～⑤の和	2	2	2	2	2
プロパー ①	0	0	1	1	1
民間人材 ※1 ②	0	0	0	0	0
県退職者 ③	1	1	1	1	1
県現職者 ④	1	1	0	0	0
その他 ⑤	0	0	0	0	0
常勤職員数 ※2 ⑥～⑨の和	20	20	18	18	18
プロパー ⑥	20	20	18	18	17
県退職者 ⑦	0	0	0	0	0
県現職者 ⑧	0	0	0	0	1
その他 ⑨	0	0	0	0	0

※1 「民間人材」とは、プロパー、議員、自治体の首長、行政職員（退職者を含む）等ではない外部の人材です。

※2 「常勤職員」とは、正規・非正規を問わず、団体が常勤職員として雇用している方です。

(2) 常勤役職員の平均年収等の状況

項目		前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)
常勤役員	人数 (内数：県退職者及び県現職者)	1.9 人 (1 人)	2 人 (1 人)
	平均年齢	59.7 歳	60.5 歳
	平均年収	10,329 千円	10,116 千円
常勤職員	人数 (内数：県退職者及び県現職者)	18.1 人 (0 人)	17.4 人 (0 人)
	平均年齢	49.4 歳	50.4 歳
	平均年収	8,383 千円	8,382 千円

※この表は実人員数に基づいて記入しています。

実人員数とは、ある年度中の毎月1日現在の役職員数を合計して12か月で割り、小数点第2位を四捨五入しています。

例：4～6月（3か月間）の役員数が5名、7～12月（6か月間）が6名、1～3月（3か月間）が5名であった場合は、
(15人+36人+15人) / 12か月=5.5人となります。

※該当者が1名しかいない場合、個人情報保護の観点から平均年齢・年収は「*」となっています。

9 中長期的な計画や達成目標となる指標の策定状況

			策定の有無	有
名称	経営計画	公表方法	団体HP掲載+備置	
対象期間	令和4年度～令和6年度	策定年月日	令和4年3月25日	
概要	本経営計画では「経営の健全化を推進」、「通行の安全性・快適性の確保」の2つの経営方針を定めている。 ①「経営の健全化を推進」 ・増収対策、コスト縮減策等を行い、事業運営の強化に取り組む。 ②「通行の安全性・快適性の確保」 ・長寿命化修繕計画に基づき、定期点検や修繕等を的確に行い、通行の安全・安心を確保する。 ・お客様がより快適に利用できるよう、料金所や休憩所等のサービス向上に取り組む。			
取組状況	【増収対策】 ・公社パンフレットをリニューアルするとともに、ホームページやSNSを活用し、有料道路の魅力や周辺観光情報を発信することで、利用促進を図っている。 ・九十九里有料道路に附帯する「一宮休憩所（波乗りパーキング）」のリニューアルを実施し、休憩所とのタイアップを図ることにより、増収に繋がる取組を実施している。 【コスト縮減策】 ・長寿命化修繕計画に基づく計画的な予防型の修繕により、ライフサイクルコストの縮減を図っている。 【安全・安心の確保】 ・道路パトロールを適切に行い、道路状況を確認し、損傷等の早期発見に努め対策を講じるなど維持管理に努めている。 【快適性・利便性の向上】 ・駐車場や休憩施設等をお客様が快適に利用できるようトイレを1日2回清掃するなど快適性の向上を図っている。また、他機関交通情報などを道路情報板にて情報を提供して、利便性の向上を図っている。			
指標の達成状況	—			
特記事項	—			

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

10 財務状況 （単位：千円又は％）

(1) 貸借対照表

企業会計の場合

項目		前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
資産	流動資産	1,021,801	1,056,895	1,521,029	43.91%	主に繰越工事に係る前払金を計上したため
	固定資産	47,721,788	47,586,077	24,235,459	▲ 49.07%	千葉外房徴収期間満了に伴い道路資産等が減少したため
	うち有形固定資産	1,192,686	1,116,022	1,001,670	▲ 10.25%	千葉外房徴収期間満了に伴いトイレ施設等を撤去したため
	資産合計	48,743,589	48,642,972	25,756,488	▲ 47.05%	千葉外房徴収期間満了に伴い道路資産等が減少したため
負債	流動負債	311,920	163,325	888,568	444.05%	主に受託事業に係る前受金を計上したため
	固定負債	39,012,970	39,043,137	17,814,200	▲ 54.37%	千葉外房徴収期間満了に伴い償還準備金を取り崩したため
	うち長期借入金	6,585,411	6,221,510	6,547,967	5.25%	該当なし
	負債合計	39,324,890	39,206,462	18,702,768	▲ 52.30%	千葉外房徴収期間満了に伴い償還準備金を取り崩したため
	うち有利子負債	5,849,601	5,699,987	6,252,157	9.69%	該当なし
純資産	資本金	9,787,250	9,787,250	7,432,500	▲ 24.06%	千葉外房徴収期間満了に伴い出資金を返還したため
	利益剰余金	▲ 368,551	▲ 350,740	▲ 378,780	▲ 7.99%	該当なし
	うち繰越利益剰余金	0	0	0	—	該当なし
	評価・換算差額等	0	0	0	—	該当なし
	純資産合計	9,418,699	9,436,510	7,053,720	▲ 25.25%	主に千葉外房徴収期間が満了したため

(2) 損益計算書

企業会計の場合

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
売上高	2,072,105	2,911,939	2,505,844	▲ 13.95%	受託業務が減少したため
売上原価	1,131,650	2,074,170	2,127,164	2.55%	該当なし
売上総利益	940,455	837,769	378,680	▲ 54.80%	主に受託業務が減少したため
販売費及び一般管理費	964,780	787,459	2,051,818	160.56%	千葉外房の補助金受入により償還準備金繰入額が増加したため
営業利益	▲ 24,325	50,310	▲ 1,673,138	—	主に千葉外房徴収期間満了に伴い補助金を受け入れたため
営業外収益	291	277	1,686,637	608,794.22%	主に千葉外房徴収期間満了に伴い補助金を受け入れたため
営業外費用	20,389	32,775	41,540	26.74%	千葉外房徴収期間満了に伴いトイレ施設等を撤去したため
経常利益	▲ 44,423	17,812	▲ 28,041	—	主に九十九里有料の業務管理費が増加したため
特別利益	0	0	0	—	該当なし
特別損失	0	0	0	—	該当なし
税引前当期純利益	▲ 44,423	17,812	▲ 28,041	—	主に九十九里有料の業務管理費が増加したため
法人税、住民税及び事業税額	0	0	0	—	該当なし
当期純利益	▲ 44,423	17,812	▲ 28,041	—	主に九十九里有料の業務管理費が増加したため

(3) 主な経営指標

企業会計の場合

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)
流動比率（流動資産÷流動負債×100）	327.58%	647.11%	171.18%
自己資本比率（純資産÷（負債+純資産）×100）	19.32%	19.40%	27.39%
有利子負債比率（有利子負債残高÷純資産×100）	62.11%	60.40%	88.64%

※純資産が「0」又は債務超過の場合、「自己資本比率」「有利子負債比率」は計算できません。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

1.1 借入金等残高等の状況

(単位：千円又は%)

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 対前年度比	
各年度の借入金等	5,224,304	2,613,175	3,317,630	26.96%	
各年度の償還金等	5,574,153	2,977,075	2,991,173	0.47%	
借入金等決算残高 ①+②	6,585,411	6,221,510	6,547,967	5.25%	
経営難を理由としたもの ①=③+⑤+⑦	0	0	0	—	
それ以外のもの ②=④+⑥+⑧	6,585,411	6,221,510	6,547,967	5.25%	
借入・償還先の内訳	県 ③+④	0	0	0	—
	経営難を理由としたもの ③	0	0	0	—
	それ以外のもの ④	0	0	0	—
	県以外の行政 ⑤+⑥	735,810	521,524	295,810	▲ 43.28%
	経営難を理由としたもの ⑤	0	0	0	—
	それ以外のもの ⑥	735,810	521,524	295,810	▲ 43.28%
	民間その他 ⑦+⑧	5,849,601	5,699,986	6,252,157	9.69%
	経営難を理由としたもの ⑦	0	0	0	—
	それ以外のもの ⑧	5,849,601	5,699,986	6,252,157	9.69%
	県による損失補償等の額※ ⑨+⑩	6,585,411	6,221,510	6,547,967	5.25%
経営難を理由としたもの ⑨	0	0	0	—	
それ以外のもの ⑩	6,585,411	6,221,510	6,547,967	5.25%	

※ 損失補償等とは、損失補償、損失てん補又は債務保証です。

1.2 総収入と県の財政支出等の状況

(1) 総収入と県の財政支出等

(単位：千円又は%)

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 対前年度比	
総収入 ①=②~⑥の和	2,072,395	2,912,215	4,192,480	43.96%	
運用益収入 ②	0	0	0	—	
会費収入 ③	0	0	0	—	
寄附収入 ④	0	0	0	—	
行政からの委託料等収入 ⑤	211,725	1,020,012	2,370,212	132.37%	
その他収入(②~⑤以外) ⑥	1,860,670	1,892,203	1,822,268	▲ 3.70%	
県の財政支出 ⑦=⑧+⑨+⑩	260,670	1,029,675	2,873,349	179.05%	
対総収入割合 ⑦÷①	12.58%	35.36%	68.54%	33.18%	
県の財政支出の内訳	委託料 ⑧	252,483	1,023,075	1,181,249	15.46%
	対総収入割合 ⑧÷①	12.18%	35.13%	28.18%	▲ 6.96%
	補助金・交付金・負担金 ⑨	8,187	6,600	1,692,100	25,537.88%
	対総収入割合 ⑨÷①	0.40%	0.23%	40.36%	40.13%
その他(⑧⑨以外) ⑩	0	0	0	—	
対総収入割合 ⑩÷①	0.00%	0.00%	0.00%	—	
資金運用等	有価証券等損益 ⑪+⑫	0	0	0	—
	有価証券等評価損益(含み損益) ⑪	0	0	0	—
	売却・償還・配当等損益(実損益) ⑫	0	0	0	—
	保有・運用中の有価証券等の取得額	0	0	0	—

(2) 県からの財政的な支援(借入金及び損失補償等を除く)

(単位：千円)

項目	直近4年度前 (H30年)	直近3年度前 (R1年)	前々年度 (R2年)	前年度 (R3年)	直近決算 (R4年)
運営費補助	0	0	0	0	0
赤字補填等	1,942,000	2,972,000	0	0	1,685,573
経営難を理由とした追加出資又は出捐	0	0	0	0	0